

「感染拡大防止協力金」について

協力金の概要

趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、都の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止に全面的に協力いただける中小の事業者に対し、協力金を支給いたします。

支給額

50万円（2店舗以上有する事業者は100万円）

「東京都における緊急事態措置等」により、休止や営業時間短縮の要請等を受けた施設を運営する中小企業及び個人事業主が対象となります。

休止要請等の対象となる施設については、東京都総務局HPに掲載しています。

(<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1007679.html>)

今回の協力金は、都の要請等の対象となる施設について、その運営を行う事業者を対象としています。

緊急事態措置以前に、開業しており、営業の実態がある事業者が対象となります。

都内の事業所の休業等を行った場合が対象となります。この場合、都外に本社がある事業者も対象になります。

100㎡以下の施設でも、休業を行った場合には支給対象となります。

1 基本的に休止を要請する施設（特措法施行令第11条に該当するもの）

種類	施設	休止要請	備考
遊興施設等	キャバレー	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	
	バー	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	性風俗店	対象	
	デリヘル	対象	
	アダルトショップ	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	ネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
	ライブハウス	対象	
場外馬（車・舟）券場	対		

大学・学習塾等	大学	対象	<p>【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）</p> <p>【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合には、適切な感染防止対策の徹底を依頼</p>
	専門学校	対象	
	高等専修学校	対象	
	専修学校・各種学校	対象	
	日本語学校・外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
	自動車教習所	対象	
	学習塾	対象	
	オンライン授業	対象外	
	家庭教師	対象外	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	バレエ教室	対象	
体操教室	対象		
			3

運動・遊技施設

体育館	対象
屋内・屋外水泳場	対象
ボウリング場	対象
スケート場	対象
ゴルフ練習場 (※)	対象外
バッティング練習場 (※)	対象外
陸上競技場 (☆)	対象外
野球場 (☆)	対象外
テニス場 (☆)	対象外
柔剣道場	対象
弓道場	対象外
スポーツクラブ	対象
ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象
マーチャン店	対象
パチンコ屋	対象
ゲームセンター	対象
テーマパーク	対象
遊園地	対象

【要請内容】
 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請
 (=休業要請)

※屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。

☆屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。

劇場等	劇場	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	観覧場	対象	
	プラネタリウム	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	

集会・展示施設

集会場	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
公会堂	対象	
展示場	対象	
貸会議室	対象	
文化会館	対象	
多目的ホール	対象	
神社	対象外	
寺院	対象外	
教会	対象外	
博物館	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
美術館	対象	
図書館	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼
ホテル（集会の用に供する部分に限る。）	対象	
旅館（集会の用に供する部分に限る。）	対象	
科学館	対象	
記念館	対象	
水族館	対象	
動物園	対象	
植物園	対象	

商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	対象	<p>【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）</p> <p>【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼</p>
	ペット美容室（トリミング）	対象	
	宝石類や金銀の販売店	対象	
	住宅展示場（戸建て、マンション）	対象	
	古物商（質屋を除く。）	対象	
	金券ショップ	対象	
	古本屋	対象	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	
	囲碁・将棋盤店	対象	
	DVD/ビデオショップ	対象	
	DVD/ビデオレンタル	対象	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	
	ゴルフショップ	対象	
	土産物屋	対象	
旅行代理店（店舗）	対象		

商業施設	アイドルグッズ専門店	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請（＝休業要請）
	ネイルサロン	対象	
	まつ毛エクステンション	対象	
	スーパー銭湯	対象	【床面積の合計が1,000平方メートル以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼。ただし、100平方メートル以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	岩盤浴	対象	
	サウナ	対象	
	エステサロン	対象	
	日焼けサロン	対象	
	脱毛サロン	対象	
	写真屋	対象	
	フォトスタジオ	対象	
	美術品販売	対象	
	展望室	対象	

2 施設の種別によっては休業を要請する施設

種類	施設	休止要請	備考
文教施設	幼稚園	対象	【要請の内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請
	小学校	対象	
	中学校	対象	
	義務教育学校	対象	
	高等学校	対象	
	高等専門学校	対象	
	中等教育学校	対象	
	特別支援学校	対象	
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	対象外	【要請の内容】 必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請
	学童クラブ	対象外	
	障害児通所支援事業所	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	障害福祉サービス等事業所	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
	その他の社会福祉施設	対象外	

3 社会生活を維持するうえで必要な施設

種類	施設	休止要請	備考
医療施設（※）	病院	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※有資格者が治療を行うもの
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
	薬局	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	接骨院	対象外	
	整体院	対象外	
	柔道整復	対象外	

生活必需物資
販売施設

卸売市場	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※移動販売店舗を含む。
食料品売り場（※）	対象外	
コンビニエンスストア	対象外	
百貨店（生活必需品売場）	対象外	
スーパーマーケット	対象外	
ホームセンター（生活必需品売場）	対象外	
ショッピングモール（生活必需品売場）	対象外	
ガソリンスタンド	対象外	
靴屋	対象外	
衣料品店	対象外	
雑貨屋	対象外	
文房具屋	対象外	
酒屋	対象外	

食事提供施設	飲食店	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請、営業時間短縮の協力を要請 ※営業時間の短縮については、これまで夜8時以降から朝5時までの間に営業している店舗に対して、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。（宅配・テークアウトを除く。）
	料理店	対象外	
	喫茶店	対象外	
	和菓子・洋菓子店	対象外	
	タピオカ屋	対象外	
	居酒屋	対象外	
	屋形船	対象外	

住宅・宿泊施設	ホテル	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を 要請
	カプセルホテル	対象外	
	旅館	対象外	
	民泊	対象外	
	共同住宅	対象外	
	寄宿舍	対象外	
	下宿	対象外	
	ラブホテル	対象外	
	ウィークリーマンション	対象外	

交通機関等	バス	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	対象外	
	レンタカー	対象外	
	電車	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス（宅配等を含む）	対象外	

工場等	工場	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	作業場	対象外	
金融機関・官公署等	銀行	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	消費者金融	対象外	
	ATM	対象外	
	証券取引所	対象外	
	証券会社	対象外	
	保険代理店	対象外	
	事務所	対象外	
	官公署	対象外	

その他

理髪店	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
美容院	対象外	
銭湯（公衆浴場）（※）	対象外	※物価統制令の対象となるもの
貸倉庫	対象外	
郵便局	対象外	
メディア	対象外	
貸衣装屋	対象外	
不動産屋	対象外	
結婚式場（貸衣装含む）	対象外	
葬儀場・火葬場	対象外	
質屋	対象外	
獣医	対象外	
ペットホテル	対象外	
たばこ屋（たばこ専門店）	対象外	
ブライダルショップ	対象外	
本屋	対象外	
自転車屋	対象外	
家電販売店	対象外	
園芸用品店	対象外	
修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	
鍵屋	対象外	
100円ショップ	対象外	
駅売店	対象外	
家具屋	対象外	
自動車販売店、カー用品店	対象外	
花屋	対象外	
ランドリー	対象外	
クリーニング店	対象外	
ごみ処理関係	対象外	

○ **緊急事態措置期間中（令和2年4月11日から5月6日まで）に休業等の要請等に全面的にご協力いただいた中小企業及び個人事業主が対象となります。**

・**飲食店等の食事提供施設における営業時間短縮とは、夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業自粛に向け、営業時間を短縮することをいいます。（終日休業を含む。）**

・**全面的な協力とは、緊急事態措置の全期間、要請等に応じて休業等を行っていただくことが基本ですが、少なくとも令和2年4月16日から5月6日までの期間において休業（飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮）にご協力をいただくことをいいます。**

今後の流れ

コールセンターの拡充 4/15 (水)

制度概要公表と同時に、増加が想定される申請
手続などの詳細な問い合わせに対応するための体
制を拡充します。

「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相 談センター」

開設時間 9時～19時（土日祝日を含む毎日）

電話番号 03-5388-0567

募集要項公表、受付開始 4/22 (水)

募集要項公表と同時に、WEB申請サイトを立ち
上げ、申請受付を開始します。

協力金の支給 5月上旬～

申請受付期間

令和2年4月22日（水）～6月15日（月）（予定）

申請方法

- ①専用ホームページからWEBを通じて申請できます。
- ②郵送又は持参も可能です。

申請に必要な書類（予定）

- ①協力金申請書（法人にあたっては「法人番号」を記入）
- ②営業実態が確認できる書類
（例）確定申告書の写しのほか、直近の帳簿、業種に係る営業許可証の写し など
- ③休業の状況が確認できる書類
（例）事業収入額を示した帳簿の写し、休業期間を告知するホームページ・店頭ポスターの写し など
- ④誓約書

ご協力いただいた事業者の紹介

要請・依頼への協力事業者として、施設名（屋号）を都のホームページでご紹介させていただきます。

※この協力金は、令和2年4月補正予算が東京都議会で可決された場合に実施するものとします。

よくあるお問い合わせ（令和2年4月15日時点）

○ 誰がこの協力金を受け取れるのですか？

「東京都における緊急事態措置等」により、休止や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業（個人事業主を含む）が、休業の要請等に全面的な協力を行った場合に受け取れます。

○ 営業休止要請の対象施設は、具体的にどこで確認できますか？

[東京都防災ホームページ](#)をご覧ください。

○ 4月11日から休業していないと、協力金は支給されないのですか？

少なくとも令和2年4月16日から5月6日までのすべての期間において休業（飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮）にご協力をいただければ、4月11日から休業していなくても対象となります。

○ 飲食店の場合、どうすれば協力金の対象となりますか？

夜22時まで営業していた店舗が、夜20時までの営業に短縮するなど、朝5時から夜20時までの営業に短縮した場合に対象となります。この場合に、朝5時から夜20時までの営業を終日休業した場合も対象となります。

○ **飲食店がテイクアウトサービスに切り替えて営業を継続した場合は、支給対象となりますか？**

店内飲食の営業時間を短縮し、夜20時から朝5時までの営業を行わない場合は、対象となります。なお、この時間帯にテイクアウトサービスを行っていても、対象となります。

○ **休業をお願いしている商業施設のうち、100㎡未満の広さの場合は営業可能となっていますが、休業した場合には支給対象となりますか？**

生活に必要な商品やサービスを提供する店舗以外の店舗や事業所は、原則として休業をお願いしています。従って、100㎡未満であっても、休業した場合は対象となります。

○ **生活必需品を取扱う施設とは具体的に何ですか？**

[東京都防災ホームページ](#)をご覧ください。

○ **百貨店にテナントとして入居していますが、支給対象となりますか？**

テナントとして入居している中小事業者で、休業あるいは営業時間短縮の対象施設であって、要請に応じて休業等を行っていただければ支給対象となります。

○ **宴会場のあるホテルを全館休業した場合は、支給対象となりますか？**

宴会場を閉めているので、対象となります。

○ 施設を運営していないが、フリーランスとして休業要請対象となる店舗と契約しています。休業した場合は対象となりますか？

休業等の要請をされている施設を運営する事業者に対する協力金であるため、施設を運営していない場合は、対象となりません。

○ まだ事業を始めたばかりだが、休業に協力した場合、支給対象となりますか？

緊急事態措置期間開始より前（2020年4月10日以前）の営業活動が確認できる場合は、対象となります。

制度や受付期間の詳細は、今後産業労働局HPで公開予定

コールセンターの拡充 4 / 15 (水)

制度概要公表と同時に、増加が想定される申請手続などの詳細な問い合わせに対応するための体制を拡充します。

「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター」

開設時間 9時～19時（土日祝日を含む毎日）

電話番号 03-5388-0567



外出控え



密集回避



密接回避



密室回避



換気



咳エチケット



手洗い

皆んなで協力して、この困難を乗り越えましょう！